基準日: 2023 年 12 月 15 日現在

仕組預金 二重通貨定期預金 特約設定レート後決めタイプ <愛称:パワード定期> (円投資型) 商品説明書(契約締結前交付書面)

下記事項をよくお読みいただき、十分ご理解のうえ、お申し込みください。

- ① この預金は、満期時の支払通貨を外貨とすることを選択することができる選択権を当行が有する特約が組み込まれており、特約判定日(満期日の2営業日前)の為替レートおよび「特約設定レート」によって、満期時の受取利息と元金(元利金)が円か外貨のどちらかに決定される仕組預金です。
- ② 「特約設定レート」は、預入日の東京時間午後 3 時の為替レートをもとに当行が定める「基準レート」に当行所定の一定の幅からお客さまが選択した幅を加味して預入後に決定されます。
- ③ 特約判定日の為替レートが「特約設定レート」よりも円高であると当行が判断した場合、この預金の元利金は、当行の支払通貨選択権の行使により、満期日に「特約設定レート」で外貨に交換のうえで、支払われます。これに対して、特約判定日の為替レートが「特約設定レート」と同値または円安であると当行が判断した場合、当行は支払通貨選択権を行使せず、この預金の元利金は、満期日に円貨のままで支払われます。
- ④ この預金の元利金を外貨でお受け取りになった場合、満期時の為替レートが「特約設定レート」より円高になった ことによる為替差損が生じ、円貨ベースで当初の預入金額を下回り、元本割れが生じるリスクがあります。
- ⑤ この預金の元利金を円でお受け取りになった場合、満期時の為替レートが「特約設定レート」よりも円安になった ことによる為替差益を享受することはできません。
- ⑥ この預金は、中途解約できません。また、この預金の元利金は外貨に交換のうえ支払われる場合がありますので、必ず、余裕資金でお預け入れください。当行がやむを得ないものと認めて満期日前の解約に応じる場合には、損害金が発生し、これをお客さまにご負担いただきます。この場合、元金から損害金を差し引いた金額が、当初の預入金額を下回り、元本割れが生じるリスクがあります。
- ⑦ この預金は、為替特約を組込んだ複雑な商品であり、元本割れが生じるリスクがあります。そのため、投資経験 や知識が十分ではない方に適した商品ではありません。また、長期の安定的な資産形成を目的とするお客さま にはお勧めいたしません。
- ⑧ 外貨で支払われた元利金を円貨または他の通貨に交換する場合は、お客さまに為替手数料をご負担いただきます。また、元利金の一部又は全部をご送金される等の場合にも、所定の手数料がかかります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご覧ください。
- ⑨ 特約判定日(満期日の2営業日前)の為替レートが「特約設定レート」よりも円高であると当行が判断し、この預金の元利金が「特約設定レート」で外貨に交換のうえ支払われた場合、満期時の為替レートが「特約設定レート」より円高になったことによる為替差損が生じ、円貨ベースで当初の預入金額を下回り、元本割れが生じるリスクがあります。

1. 商品名	仕組預金 二重通貨定期預金 特約設定レート後決めタイプ〈愛称:パワード定期〉 [円投資型]
2. 商品の概要	この預金は、円定期預金に元利金を支払う際の通貨を決定する特約ならびにその特約判定に用いられる特約
	設定レートがあらかじめ設定された仕組預金です。為替相場の動向によっては、この特約判定の結果、この預
	金の元利金は「特約設定レート」にて交換のうえ、相対通貨(外貨)で支払われる可能性があります。
3. 販売対象	パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さま
4. 預入期間	1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月または1年の中からお選びいただきます。自動継続のお取り扱いはございません。

PT 1/5 登録 No.7753 23.12

5. 預入方法	· B					
(1) 預入通貨	店頭による預入の場合			100万円以上、1円単位		
(2) 最低預入金額 •預	パワーコール(テレフォンバンキン	パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合				
入単位	パワーダイレクト(インターネットバンキン			30万円以上、1円単位		
(3)預入方法		一括預入。ただし、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金か				
(4) 取扱時間	取扱チャネル	1	当日扱い	翌営業日扱い		
	店頭による預入の場合					
	パワーコール(テレフォンバンキ	当行営	業日の東京時間	当行営業日の東京時間		
	ング)による預入の場合	午後1時30	分までのお申込み	午後1時30分以降のお申込み		
	パワーダイレクト(インターネットバンキ	当 行尚:	 業日の東京時間	 当行営業日の東京時間		
	ング)による預入の場合		までのお申込み	午後2時以降のお申込み		
	77 /1による)負人(07場日	1 及2時	\$ C000+1207			
6. 元利金の支払方法	・ 満期日以降に一括して支払います	<u> </u>				
(1) 支払方法	特約判定	0	満期時受取通貨	 元利金の取扱方法		
	特約判定日(満期日の2営業日前	かの東方時	/	「特約設定レート」にて相対通貨		
	間午後3時における円と相対通貨			(外貨)に交換のうえ、お客さまの		
	間の為替レートが「特約設定レート	` '		パワーフレックス口座の外貨普		
		ン」より <u>门向</u>	也分离作(M 作)			
	であると当行が判断した場合		相対通貨(外貨)	通預金へ入金 ※特約設定レー		
				トで外貨(相対通貨)に交換され		
				る場合、補助通貨単位未満は四		
		<u> </u>		捨五入します		
	特約判定日(満期日の2営業日前					
	間午後3時における円と相対通貨	` '	預入通貨(円貨)	お客さまのパワーフレックス口座		
	間の為替レートが「特約設定レー			の円普通預金へ入金		
(O) +0+1,34F	または <u>円安</u> であると当行か判断し	または円安であると当行が判断した場合				
	1					
(2)相対通貨			 ランド・ドルまたは	南アフリカ・ランドの中からお選びい		
	だきます。	゛ル、ニュージ				
(2) 相対通貨(3) 特約設定レート	だきます。 満期時受取通貨を決定する基準と	゛ル、ニュージ <u>-</u> なる為替レー	ートです。また、お客	さまが満期時にこの預金の元利金を		
	だきます。 満期時受取通貨を決定する基準と 貨で受け取られることとなった場合	゛ル、ニュージ ≤なる為替レー 合に適用され <i>。</i>	-トです。また、お客 る換算レートでもあり	さまが満期時にこの預金の元利金を Jます。		
	だきます。 満期時受取通貨を決定する基準と 貨で受け取られることとなった場合 お客さまには、預入日の東京時間	・ル、ニュージ -なる為替レ− 合に適用されん 引午後3時によ	ートです。また、お客 る換算レートでもあり らける為替レートをも	さまが満期時にこの預金の元利金を 」ます。 とに当行が定める「 <u>基準</u> レート」に加		
	だきます。	「ル、ニュージ - なる為替レ− 合に適用され。 引午後3時によ 3込時に当行所	-トです。また、お客 る換算レートでもあり らける為替レートをも 听定の選択肢の中か	さまが満期時にこの預金の元利金を ります。 とに当行が定める「基準レート」に加 らお選びいただきます。		
	だきます。 満期時受取通貨を決定する基準と 貨で受け取られることとなった場合 お客さまには、預入日の東京時間 る「当行所定の一定の幅」を、お申 「特約設定レート」の決定は、預入	・ル、ニュージ ・なる為替レー 合に適用されん 引午後3時によ 引込時に当行れ ・後に行われ	ートです。また、お客る換算レートでもあり る換算レートでもあり らける為替レートをも 所定の選択肢の中か ますので、お申込後	さまが満期時にこの預金の元利金を ります。 とに当行が定める「基準レート」に加い いらお選びいただきます。 とに、為替レートが急激に変動した場		
(3) 特約設定レート	だきます。	・ル、ニュージ ・なる為替レー 合に適用されん 引午後3時によ 引込時に当行れ ・後に行われ	ートです。また、お客る換算レートでもあり る換算レートでもあり らける為替レートをも 所定の選択肢の中か ますので、お申込後	さまが満期時にこの預金の元利金を ります。 とに当行が定める「基準レート」に加い いらお選びいただきます。 とに、為替レートが急激に変動した場		
(3) 特約設定レート7. 利息	だきます。	が、ニュージ なる為替レー 合に適用されが 引午後3時によ は込時に当行所 後に行われる 後に行われる が設定レート	ートです。また、お客る換算レートでもあり る換算レートでもあり らける為替レートをも 所定の選択肢の中か ますので、お申込後	さまが満期時にこの預金の元利金を ります。 とに当行が定める「基準レート」に加い いらお選びいただきます。 とに、為替レートが急激に変動した場		
(3) 特約設定レート	だきます。 満期時受取通貨を決定する基準と 貨で受け取られることとなった場合 お客さまには、預入日の東京時間 る「当行所定の一定の幅」を、お申 「特約設定レート」の決定は、預入	が、ニュージ なる為替レー 合に適用されが 引午後3時によ は込時に当行所 後に行われる 後に行われる が設定レート	ートです。また、お客る換算レートでもあり る換算レートでもあり らける為替レートをも 所定の選択肢の中か ますので、お申込後	さまが満期時にこの預金の元利金を ります。 とに当行が定める「基準レート」に加い いらお選びいただきます。 とに、為替レートが急激に変動した場		
(3) 特約設定レート7. 利息	だきます。	が、ニュージンなる為替レー会に適用される。 衛午後3時にまいる時に当行所を 後に行われる。 約設定レートの 動用します。	ートです。また、お客る換算レートでもあり る換算レートでもあり いける為替レートをも 所定の選択肢の中かますので、お申込後 」が設定される可能	さまが満期時にこの預金の元利金を ります。 とに当行が定める「基準レート」に加いらお選びいただきます。 とに、為替レートが急激に変動した場性があります。		
(3) 特約設定レート7. 利息	だきます。	が、ニュージンなる為替レー会に適用された。 別子後3時により込時に当行所を 後に行われた。 が設定レート 動用します。 ではパワーニ	ートです。また、お客る換算レートでもあり らける為替レートをも 所定の選択肢の中かますので、お申込後 」が設定される可能	さまが満期時にこの預金の元利金を ります。 とに当行が定める「基準レート」に加いらお選びいただきます。 とに、為替レートが急激に変動した場性があります。		
(3) 特約設定レート7. 利息(1) 適用金利	だきます。	が、ニュージンなる為替レー会に適用された。 別子後3時により込時に当行所を 後に行われた。 が設定レート 動用します。 ではパワーニ	ートです。また、お客る換算レートでもあり らける為替レートをも 所定の選択肢の中かますので、お申込後 」が設定される可能	さまが満期時にこの預金の元利金を ります。 とに当行が定める「基準レート」に加いらお選びいただきます。 とに、為替レートが急激に変動した場性があります。		
(3) 特約設定レート7. 利息(1) 適用金利	だきます。	が、ニュージ なる為替レー 合に適用される 引午後3時におり 3とはいうでは、 が設定します。 ではパワーコ ではパワーコ ではいっき、イ	-トです。また、お客る換算レートでもあり らける為替レートをも 所定の選択肢の中かますので、お申込後 」が設定される可能 コール等にてお問い 寸利単位を1円、1年	さまが満期時にこの預金の元利金を ります。 とに当行が定める「基準レート」に加いらお選びいただきます。 とに、為替レートが急激に変動した場 性があります。 合わせください。 を365日とする日割計算とします。端		
(3) 特約設定レート7. 利息(1) 適用金利	だきます。	が、ニュージ なる為替レー 合に適用される 引午後3時におり 3とはいうでは、 が設定します。 ではパワーコ ではパワーコ ではいっき、イ	-トです。また、お客る換算レートでもあり らける為替レートをも 所定の選択肢の中かますので、お申込後 」が設定される可能 コール等にてお問い 寸利単位を1円、1年	さまが満期時にこの預金の元利金を ります。 とに当行が定める「基準レート」に加いらお選びいただきます。 とに、為替レートが急激に変動した場 性があります。 合わせください。 を365日とする日割計算とします。端		
(3) 特約設定レート7. 利息(1) 適用金利	だきます。 満期時受取通貨を決定する基準と 貨で受け取られることとなった場合 お客さまには、預入日の東京時間 る「当行所定の一定の幅」を、お申 「特約設定レート」の決定は、預入 には、お客さまにとって不利な「特 預入時の約定金利を満期日までが 具体的な金利については、店頭ま 預入日から満期日の前日までの は切り捨てます。 満期時受取通貨が外貨となったよ レートにて外貨に交換します。	が、ニュージ なる為替レー 会に適用される 別公にではいる。 のでも、利息 のでも、利息 のでも、利息	ートです。また、お客る換算レートでもあり さける為替レートをも 所定の選択肢の中かますので、お申込後 」が設定される可能 コール等にてお問い 寸利単位を1円、1年 急は円貨で算出した	さまが満期時にこの預金の元利金を ります。 しとに当行が定める「基準レート」に加いらお選びいただきます。 とに、為替レートが急激に変動した場 性があります。 合わせください。 を365日とする日割計算とします。端 うえで、税引後の利息金額を特約設		
(3) 特約設定レート7. 利息(1) 適用金利(2) 利息の計算方法	だきます。 満期時受取通貨を決定する基準と 貨で受け取られることとなった場合 お客さまには、預入日の東京時間 る「当行所定の一定の幅」を、お申 「特約設定レート」の決定は、預入 には、お客さまにとって不利な「特 預入時の約定金利を満期日までが 具体的な金利については、店頭ま 預入日から満期日の前日までの は切り捨てます。 満期時受取通貨が外貨となったよ レートにて外貨に交換します。	「ル、ニュージ」 なる為替レー会に適用ける。 おいる。 おいる。 おいる。 おいる。 おいる。 おいる。 おいる。 おいる。 おいる。 おいる。 おいる。 おいる。 ない。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ないる。 ない。 ないる。 ない。 ないる。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない	ートです。また、お客る換算レートでもありまける為替レートをも所定の選択肢の中かますので、お申込後」が設定される可能コール等にてお問いす利単位を1円、1年息は円貨で算出した要の満期時受取通貨	さまが満期時にこの預金の元利金を ります。 しとに当行が定める「基準レート」に加いらお選びいただきます。 とに、為替レートが急激に変動した場 性があります。 合わせください。 を365日とする日割計算とします。端 うえで、税引後の利息金額を特約設 電普通預金へ入金されたこの預金の		
(3) 特約設定レート7. 利息(1) 適用金利(2) 利息の計算方法	だきます。	が、ニュージ なる為替レー 合に後3時は3時により 3時に行いた。 3時に行いた。 3時に行いた。 3時に対します。 3時に対します。 3時に対しても、利息 フロ・通過でも、利息 フロ・通過でも、利息	ートです。また、お客る換算レートでもありまける為替レートをも所定の選択肢の中かますので、お申込後」が設定される可能コール等にてお問いす利単位を1円、1年息は円貨で算出した要の満期時受取通貨	さまが満期時にこの預金の元利金を ります。 しとに当行が定める「基準レート」に加いらお選びいただきます。 とに、為替レートが急激に変動した場 性があります。 合わせください。 を365日とする日割計算とします。端 うえで、税引後の利息金額を特約設 電普通預金へ入金されたこの預金の		
(3) 特約設定レート7. 利息(1) 適用金利(2) 利息の計算方法(3) 満期日以降の利息	だきます。	が、ニュージ なる為替レー 合に後3時は3時により 3時に行いた。 3時に行いた。 3時に行いた。 3時に対します。 3時に対します。 3時に対しても、利息 フロ・通過でも、利息 フロ・通過でも、利息	ートです。また、お客る換算レートでもありまける為替レートをも所定の選択肢の中かますので、お申込後」が設定される可能コール等にてお問いす利単位を1円、1年息は円貨で算出した要の満期時受取通貨	さまが満期時にこの預金の元利金を ります。 とに当行が定める「基準レート」に加いらお選びいただきます。 とに、為替レートが急激に変動した場 性があります。 合わせください。 を365日とする日割計算とします。端 うえで、税引後の利息金額を特約設 で普通預金へ入金されたこの預金の		
 (3) 特約設定レート 7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利息の計算方法 (3) 満期日以降の利息 (4) 利息の支払方法 	だきます。 満期時受取通貨を決定する基準と質で受け取られることとなった場合 お客さまには、預入日の東京時間 る「当行所定の一定の幅」を、お申「特約設定レート」の決定は、預入には、お客さまにとって不利な「特別	が、ニュージ なる為替レー 合に後3時に行いる 高3時に行いた。 は3時に行いた。 は4時に行いた。 は4時におります。 は4時におります。 は4時におります。 は5時におります。 は6時におります。 は7時にありまます。 は7時にありままする。 は7時にありる。 は7時にありる。 は7時にありる。 は7時にありる。 は7時にありる。 は7時にありる。 は7時にありる。 は7時にありる。	ートです。また、お客は る換算レートでもあり いける為替レートをも 所定の選択肢のので、 ますので、れる可能 コール等にてお問い オ利単位を1円、1年 は円貨で算出した 整の満期時受取通貨 利を適用することに、	さまが満期時にこの預金の元利金を ります。 しとに当行が定める「基準レート」に加いらお選びいただきます。 とに、為替レートが急激に変動した場 性があります。 合わせください。 を365日とする日割計算とします。端 うえで、税引後の利息金額を特約設 で、税引後の利息金額を特約設 で、税引後の利息金額を特約設		
 (3) 特約設定レート 7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利息の計算方法 (3) 満期日以降の利息 (4) 利息の支払方法 8. 付加できる特約事項 	だきます。 満期時受取通貨を決定する基準と質で受け取られることとなった場合 お客さまには、預入日の東京時間 る「当行所定の一定の幅」を、お申「特約設定レート」の決定は、預入には、お客さまにとって不利な「特別	ボーン はいます いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱ	ートです。また、お客る換算レートでもありまける為替レートをも所定の選択肢の中がますので、れる可能はからない。コール等にてお問いけ利単位を1円、1年間は円貨で算出した要の満期時受取通貨利を適用することには現け入れいただいで	さまが満期時にこの預金の元利金を ります。 しとに当行が定める「基準レート」に加いらお選びいただきます。 とに、為替レートが急激に変動した場 性があります。 合わせください。 を365日とする日割計算とします。端 うえで、税引後の利息金額を特約設 電普通預金へ入金されたこの預金の より計算されます。		
 (3) 特約設定レート 7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利息の計算方法 (3) 満期日以降の利息 (4) 利息の支払方法 8. 付加できる特約事項 	だきます。 満期時受取通貨を決定する基準と 貨で受け取られることとなった場合 お客さまには、預入日の東京時間 る「当行所定の一定の幅」を、お申 「特約設定レート」の決定は、預入 には、お客さまにとって不利な「特 預入時の約定金利を満期日までが 具体的な金利については、店頭ま 預入日から満期日の前日までの は切り捨てます。 満期時受取通貨が外貨となったよ レートにて外貨に交換します。 満期日以降にお客さまのパワー 利金にかかる利息は、当該通貨の 「6. 元利金の支払方法」をご覧くた ございません。 この預金は、預金保険の対象であ 等と合算して、元本1,000万円まで	ボル、ニュージ は、とは、 は、とは、 は、とは、 は、とは、 は、というでは、 は、というでは、 は、というでは、 は、このでは、 に、このでは、 は、このでは、 は、このでは、 は、このでは、 は、このでは、 は、このでは、 は、このでは、 は、このでは、 は、このでは、 は、このでは、 は、このでは、 は、このでは、 は、このでは、 は、このでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	ートです。また、お客る換算レートでもあり。 はける為替レートをも が定のででいるのでではありますのででできますのでででででででででででででででででででででででででいます。 コール単位を1円、1年間は円貨で算出したででででででででででででででででででででででででででででででででででで	さまが満期時にこの預金の元利金を ります。 しとに当行が定める「基準レート」に加いらお選びいただきます。 とに、為替レートが急激に変動した場 性があります。 合わせください。 を365日とする日割計算とします。端 うえで、税引後の利息金額を特約設 電普通預金へ入金されたこの預金の より計算されます。		
 (3) 特約設定レート 7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利息の計算方法 (3) 満期日以降の利息 (4) 利息の支払方法 8. 付加できる特約事項 	だきます。	ボル、ニュージーンでは、 は、後、約 の で か で か で か で か で か で か で か で か で か で	ートです。また、お客る換算レートでもあり。 はける為選択肢ので、される可能 で、される可能 コール単位を1円、1年 は円貨で算出した ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	さまが満期時にこの預金の元利金を ります。 しとに当行が定める「基準レート」に加いらお選びいただきます。 とに、為替レートが急激に変動した場 性があります。 合わせください。 を365日とする日割計算とします。端 うえで、税引後の利息金額を特約設 で、税引後の利息金額を特約設 で、税引後の利息金額を特約設 で、税引後の利息金額を特約設 で、税引後の利息金額を特約設 で、税引後の利息金額を特約設 で、税引後の利息金額を特約設 で、税引後の利息金額を特約設 で、税引後の利息金額を特約設 で、税引後の利息金額を特約設 により計算されます。		
 (3) 特約設定レート 7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利息の計算方法 (3) 満期日以降の利息 (4) 利息の支払方法 8. 付加できる特約事項 	だきます。 満期時受取通貨を決定する基準と質で受け取られることとなった場合 お客さまには、預入日の東京時間る「当行所定の一定の幅」を、お申しては、お客さまにとって不利な「特別では、お客さまにとって不利な「特別では、お客さまにとって不利な「特別では、お客さまにとって不利な「特別では、お客さまにとって不利な「特別では、お客さまにとって不利な「特別では、お客さまにとって不利な「特別では、お客さまにとって不利な「特別では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時	いたはいでは、いたはいでは、においるに、では、においるに、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、<l>では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、<l>では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、<l>では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で</l></l></l>	ートです。また、お客は る換算レートでもあり いける為選択肢の中トをも が設定で、れる可能 はの設定で、れる可能 は一ル単位を1円、1年 は円貨で算出した を変の満期時ることに、 で変しますることに、 で変しまする。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変した。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変した。 で。 でを、 でを、 でを、 でを、 でを、 でを、 でを、 でを、 でを、 でを、	さまが満期時にこの預金の元利金を ります。 しとに当行が定める「基準レート」に加いらお選びいただきます。 に、為替レートが急激に変動した場性があります。 性があります。 合わせください。 を365日とする日割計算とします。端 うえで、税引後の利息金額を特約設 電普通預金へ入金されたこの預金の より計算されます。 にいる他の預金保険の対象となる預定 保護されます。 生により消滅し、この預金は、当初終 生日よりも前に選択権が行使された		
 (3) 特約設定レート 7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利息の計算方法 (3) 満期日以降の利息 (4) 利息の支払方法 8. 付加できる特約事項 	だきます。 満期時受取通貨を決定する基準と質で受け取られることとなった場合 お客さまには、預入日の東京時間る「当行所定の一定の幅」を、お申しては、お客さまにとって不利な「特別では、お客さまにとって不利な「特別では、お客さまにとって不利な「特別では、お客さまにとって不利な「特別では、お客さまにとって不利な「特別では、お客さまにとって不利な「特別では、お客さまにとって不利な「特別では、お客さまにとって不利な「特別では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時	いたはいでは、いたはいでは、においるに、では、においるに、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、<l>では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、<l>では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、<l>では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で</l></l></l>	ートです。また、お客は る換算レートでもあり いける為選択肢の中トをも が設定で、れる可能 はの設定で、れる可能 は一ル単位を1円、1年 は円貨で算出した を変の満期時ることに、 で変しますることに、 で変しまする。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変した。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変しまる。 で変した。 で。 でを、 でを、 でを、 でを、 でを、 でを、 でを、 でを、 でを、 でを、	さまが満期時にこの預金の元利金を ります。 しとに当行が定める「基準レート」に加いらお選びいただきます。 に、為替レートが急激に変動した場 性があります。 合わせください。 を365日とする日割計算とします。端 うえで、税引後の利息金額を特約設 電普通預金へ入金されたこの預金の より計算されます。 にいる他の預金保険の対象となる預 保護されます。 生により消滅し、この預金は、当初終 生日よりも前に選択権が行使された		
 (3) 特約設定レート 7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利息の計算方法 (3) 満期日以降の利息 (4) 利息の支払方法 8. 付加できる特約事項 	だきます。	いた合件込後約高た日子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子	ートです。また、お客は る換算レートでもあり るける為選択したのの でで、されるの でで、されるの でで、されるの でで、されるの でで、されるの でで、されるの でで、されるの でで、なれるの ので、されるの ので、されるの ので、されるの ので、されるの ので、されるの ので、されるの ので、されるの いたで、 ので、 は ので、 と ので、 は ので、 は ので、 は ので、 は ので、 は ので、 は ので、 と の と と の と と と と と と と と と と と と と と	さまが満期時にこの預金の元利金を ります。 いとに当行が定める「基準レート」に加いらお選びいただきます。 会に、為替レートが急激に変動した場 性があります。 合わせください。 を365日とする日割計算とします。端 うえで、税引後の利息金額を特約設 音・通預金へ入金されたこの預金のより計算されます。 により消滅し、この預金は、当初終 生日よりも前に選択権が行使された その権利行使は無効となり、満期時に		
 (3) 特約設定レート 7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利息の計算方法 (3) 満期日以降の利息 (4) 利息の支払方法 8. 付加できる特約事項 	だきます。 満期時受取通貨を決定する基準と 貨で受け取られることとなった場合 お客さまには、預入日の東京時間 る「当行所定の一定の幅」を、お母 「特約設定レート」の決定は、預入 には、お客さまにとって不利な「特 ・預入時の約定金利を満期日までが、 具体的な金利については、店頭まず。 ・満期時受取通貨が外貨となった地 レートにて外貨に交換します。 ・満期日以降にお客さまのパワー 利金にかかる利息は、当該通貨の 「6. 元利金の支払方法」をご覧くたでいません。 この預金は、預金保険の対象である 等と合算して、元本1,000万円まで ただし、この預金に付された当行で 定の満期日を期日とする円定期が のの満期日到来による外貨交換が は円貨のままで支払われます。 また、保険事故発生により、この予	いたなに行いため、 これに行いたい。 にれている。 には、 にはいる。 にはい。 には、 にはいる。 にはいる。 にはい。 にはいる。 には、 にはいる。 には、 には、 には、	ートです。また、お客は を対するとしたとしたときは、が発生したときが、 適用金利については のではますが設定では、これでは、これでは、これで、自身では、これで、自身で、これで、自身で、自身で、自身で、自身で、自身で、自身で、これで、自身で、一般では、これで、自身で、一般では、これで、自身で、一般では、これで、一般では、これで、一般では、これで、一般では、これで、一般では、これで、一般では、これで、一般では、これで、一般では、これで、一般では、これで、一般では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	さまが満期時にこの預金の元利金を ります。 しとに当行が定める「基準レート」に加いらお選びいただきます。 とに、為替レートが急激に変動した場 性があります。 合わせください。 を365日とする日割計算とします。端 うえで、税引後の利息金額を特約設 音通預金へ入金されたこの預金のより計算されます。 により計算されます。 生により消滅し、この預金は、当初約 生日よりも前に選択権が行使された。 その権利行使は無効となり、満期時に ま、お預け入れ時に遡及して、お預け		
 (3) 特約設定レート 7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利息の計算方法 (3) 満期日以降の利息 (4) 利息の支払方法 8. 付加できる特約事項 	だきます。 満期時受取通貨を決定する基準と 貨で受け取られることとなった場合 お客さまには、預入日の東京時間 る「当行所定の一定の幅」を、おほいでは、お客さまにとって不利な「特別では、お客さまにとって不利な「特別では、お客さまにとって不利な「特別では、お客さまにとって不利な「特別では、お客さまにとって不利な「特別では、お客さまにとって、一個人口の前日の前日ででの前期日のである。 一人にて外貨に交換します。 満期日以降にお客さまのパワー・利金にかかる利息は、当該通貨の「6.元利金の支払方法」をご覧くたででは、この預金は、預金保険の対象である。 この預金は、預金保険の対象である。 等と合算して、元本1,000万円までただし、この預金に付された当行での満期日を期日とする円で実期所のの満期日到来による外貨交換には円貨のままで支払われます。 また、保険事故発生により、この預金の預入する。	いたは、かたは、がたいたい、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、からに、<!--</td--><td>トです。また、もあります。またでもありまた、もありまたでもかりますが設定できるが、またでもかりできる。またでもかりではない。またでもかりでは、またでもかりでは、いいのは、いいのは、ないので</td><td>さまが満期時にこの預金の元利金を ります。 しとに当行が定める「基準レート」に加いらお選びいただきます。 とに、為替レートが急激に変動した場 性があります。 合わせください。 を365日とする日割計算とします。端 うえで、税引後の利息金額を特約設 で、税引後の利息金額を特約設 で、税引後の利息金額を特約設 で、税引後の利息金額を特約設 で、税引後の利息金額を特約設 で、税引後の利息金額を特約設 で、税引後の利息金額を特約設 で、税引後の利息金額を特約設</td>	トです。また、もあります。またでもありまた、もありまたでもかりますが設定できるが、またでもかりできる。またでもかりではない。またでもかりでは、またでもかりでは、いいのは、いいのは、ないので	さまが満期時にこの預金の元利金を ります。 しとに当行が定める「基準レート」に加いらお選びいただきます。 とに、為替レートが急激に変動した場 性があります。 合わせください。 を365日とする日割計算とします。端 うえで、税引後の利息金額を特約設 で、税引後の利息金額を特約設 で、税引後の利息金額を特約設 で、税引後の利息金額を特約設 で、税引後の利息金額を特約設 で、税引後の利息金額を特約設 で、税引後の利息金額を特約設 で、税引後の利息金額を特約設		

PT 2/5 登録 No.7753 23.12

	なお、当行が支払通貨選択権を行使して満期時受取通貨が外貨となり、満期が到来し元利金が外貨に交
	換されて外貨普通預金に入金され、その後に保険事故が発生した場合には、当行の権利行使は有効なま
	まであり、外貨預金については預金保険の対象外となります。
	・ 預金保険制度につきさらに詳しい説明をご希望の場合には、預金保険機構ホームページをご覧頂くか、
	店頭またはパワーコール等へお問い合わせください。
10.税金の概要	利息 : 源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)として課税されます。
	為替差益 : 雑所得として確定申告による総合課税の対象となります。
	為替差損 : 黒字の雑所得から控除することができます。
	マル優 : お取り扱いはできません。
	詳しくは、お客さまご自身で公認会計士や税理士にご相談ください。
11.その他手数料	この預金の元利金の引き出し方法によっては、別途手数料がかかることがあります。
	詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。
12.規約上の取り扱い	この預金をお申し込みいただくときは、当行所定の仕組預金規定(パワーフレックスロ座用)を承認していただく
	必要があります。
13.当行が契約している	お取引についてのトラブルなどは、金融ADR制度により指定された紛争解決機関における苦情処理・紛争解決
指定紛争解決機関	の枠組みのご利用が可能です。金融ADR制度とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事
	上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいま
	す。
	一般社団法人全国銀行協会
	連絡先全国銀行協会相談室
	電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
14.当行が対象事業者と	ございません。
なっている認定投資	
者保護団体	
15.その他参考となる事	・ 外貨預金のお預け入れやお引き出しにつき、店頭やATMにおいて、外貨現金の取り扱いはできません。
項	このほか、外貨預金の引き出し方法には制限がございます。
	- 相続や差押えなどにより、この預金が第三者に承継された場合でも、満期日前にこの預金が解約される
	場合には、中途解約時の取扱いに準じて処理されます。この場合、この預金を承継された方に、損害金と
	して、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を
	ご負担いただくことになりますので、当行所定の計算により算出された当該損害金を元本金額から差し引
	いた残額が払い戻されることになります。
16.取扱銀行	株式会社SBI新生銀行
	東京都中央区日本橋室町 2-4-3
17.お問い合わせ先	この書面をよくお読みいただき、ご不明な点等がございましたら、店頭またはパワーコール
	(20120-456-860)までお問い合わせください。

想定損失額等について

以下では、観測期間を2000年4月1日から2023年9月30日までの間とし、当行が合理的に取得できるデータを用いた一定の前提条件を基に算出された中途解約時および満期時における想定損失額等について、ご案内いたします。この書面でご案内する想定損失額等が、「お客さまが許容できる損失額」の範囲内であるかを十分ご確認のうえ、この預金に預け入れを行うか否かをご検討ください。なお、想定損害金額の算定にあたり、金利の変動性については、当該算定に与える影響が小さいため、考慮しておりません。

また、実際の取引においては、想定される状況と異なる状況が発生し、以下でご案内する想定損失額とは異なる可能性やそれ以上の水準となる可能性があります。

満期時

満期時受取通貨が外貨となった場合には、「特約設定レート」で当初預け入れ元本が外貨に交換されることになります。したがって、「特約設定レート」により交換された外貨元本を円に換算した値と当初預け入れ元本との差が、満期時にお客さまに生じると想定される損失(以下「想定損失」といいます。)となります。

各相対通貨の円に対する観測期間中の最大下落率は、次の通りです。

相対通貨	米ドル	그ㅡㅁ	豪ドル	NZドル	南アランド
下落率	50%程度	48%程度	49%程度	57%程度	72%程度

満期時の為替レートが、預入時の為替レートから上記の水準で下落したものと仮定すると、想定損失額は次の通りとなります。

相対通貨	米ドル			ユーロ		豪ドル
特約設定レート	想定 損失率	元本が500万円 の場合の想定損 失額	想定 損失率	元本が 500 万円 の場合の想定損 失額	想定 損失率	元本が 500 万円 の場合の想定損 失額
基準レート	50%程度	250 万円程度	48%程度	240 万円程度	49%程度	245 万円程度

基準レートー1円	50%程度	250 万円程度	48%程度	240 万円程度	49%程度	245 万円程度
基準レートー3円	49%程度	245 万円程度	47%程度	235 万円程度	48%程度	240 万円程度
基準レートー5円	49%程度	245 万円程度	47%程度	235 万円程度	47%程度	235 万円程度

相対通貨		NZドル	南	アランド
特約設定レート	想定 損失率	元本が 500 万円 の場合の想定損 失額	想定 損失率	元本が 500 万円 の場合の想定損 失額
基準レート	57%程度	285 万円程度	72%程度	360 万円程度
基準レートー0.5円			71%程度	355 万円程度
基準レートー1円	57%程度	285 万円程度	68%程度	340 万円程度
基準レートー3円	56%程度	280 万円程度		
基準レートー5円	55%程度	275 万円程度		

※上記はあくまでも過去のデータを参考に算出したものであり、この過去のデータを超える為替レートの変動があった場合の損失は、上記で ご案内する想定損失以上となります。

中途解約時

この預金を中途解約することは原則としてできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、次の通り、 損害金をご負担いただきます。なお、損害金は中途解約時の市場実勢に応じて変動するため、金融情勢によっては、以下でご案内する想定 損害金額以上の水準となる可能性もあります。この点、十分ご注意ください。

○損害金の概要

損害金は、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)するか、または 調達したと仮定した場合に必要となる金額(再構築額)および、再構築取引に伴う費用から算出されます。

再構築額は、中途解約時における市場実勢により計算されますので、この預金のお申し込み時点において、確定的な金額を提示することはできません。

再構築額は、複数の要素(「円と相対通貨の為替レート」、「為替の変動性」、「中途解約日から満期日までの期間(残存期間)に対応する円 貨および相対通貨の市場金利」、「この預金の適用条件」、「当行の資金調達環境」)を用いて計算され、主に次の点から中途解約対象預 金の価値を評価して計算します。

- ① 中途解約時の通貨オプションの価値
- ② この預金の適用金利と中途解約時の残存期間に対応する(円貨の)市場金利との差

前項①の「中途解約時の通貨オプションの価値」は、為替レートが円高になればなるほど、また、為替の変動性が高くなればなるほど高くなりますので、お客さまにご負担いただく再構築額は高くなります。

また、前項②の「市場金利との差の評価」は、残存期間に対応する市場金利が、適用金利より低い場合は損害金を減少させることになりますが、適用金利よりも高い場合は再構築額を上昇させる要因となります。なお、中途解約時において利息は付利されません。

○想定損害金の水準

以下では、預入期間を 1 年とし、「特約設定レート」を「基準レート」として設定されたこの預金が預入直後に中途解約された場合の想定損害金の水準について、ご案内いたします。なお、上記とは異なる預入期間又は特約設定レートをご選択された場合でも、その想定損害金は、下記でご案内する各想定損害金の範囲内の金額になると見込まれます。

●市場の変動が無かった場合の想定損害金

基準日現在における市場実勢を前提とすると、この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、元本の1%~2%程度(元本が500万円の場合、5~10万円程度)の損害金をお客さまにご負担いただくことになると見込まれます。

●次の《前提条件》のような大幅な市場の変動があった場合の想定損害金

この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合、預け入れ直後に次の《前提条件》に記載のような大幅な市場変動があったことを前提に想定される損害金は、相対通貨に応じて、次の通りとなります。

相対通貨	米ドル	그ㅡㅁ	豪ドル	NZドル	南アランド
想定損害金率	62%程度	59%程度	60%程度	69%程度	82%程度
元本が 500 万円の 場合の損害金額	310 万円程度	295 万円程度	300 万円程度	345 万円程度	410 万円程度

《前提条件》

「為替の変動性」

預入時の市場水準を観測期間(上記の通り、2000 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日までの期間)中の最小値とし、中途解約時に観測期間中の最大値まで上昇したものと仮定。

「預入通貨と相対通貨の市場金利の差(『相対通貨金利』ー『預入通貨金利』)」

預入時の市場水準を観測期間中の最小値とし、中途解約時に観測期間中の最大値まで上昇したものと仮定。

「為替レート」

預入時の為替レートから、中途解約時に観測期間中の最大変動幅分(米ドルの場合:50%程度、ユーロの場合:48%程度、豪ドルの場合:49%程度、NZドルの場合:57%程度、南アランドの場合:72%程度)預入通貨高水準となったものと仮定。

PT 4/5 登録 No.7753 23.12

外貨預金に関わる手数料等について

(1)外貨で支払われたこの預金の元利金のお引き出し方法および手数料等

(17) 女で大西州がことの「女型のグローリュ	7万女で大田7万05CCの快速の76円並の85万C田の7万05CC 了 次十八			
お引き出し方法	手数料等			
円現金でのお引き出し	・ この預金の元利金を外貨普通預金に入金したうえでのお取扱いとなります。			
円普通預金へのお振替	・ 外貨を円貨または他の外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の			
他の通貨の外貨預金へのお振替	TTBレート(外貨→円貨 時に適用される当行所定の為替レート)または交換レート			
	(外貨→外貨 時に適用される当行所定の為替レート)が適用されます。為替手数			
	料の金額については、下記をご参照ください。			
外貨でのご送金に使用	・ 店頭での外貨送金のお取り扱いはしておりません。			
	・ 外貨送金する場合は事前にGoレミット海外送金サービスにお申し込みいただく必			
	要があります。また別途送金手数料がかかります。			

(2) 為替手数料(1 基本通貨あたり・片道)

- ●「円貨から外貨」および「外貨から円貨」への交換の場合
 - 1 米ドルあたり最大 5 円、1 ユーロあたり最大 5 円、1 豪ドルあたり最大 5 円、1 ニュージーランド・ドルあたり最大 5 円、1 カナダドルあたり最大 5 円、1 英ポンドあたり最大 5 円 50 銭、その他通貨の場合、1 通貨単位あたり最大 5 円 50 銭(片道)です。
- ●外貨間取引対象通貨から他の外貨間取引対象通貨に交換する場合 (当行所定の外貨間取引対象通貨間の交換に限ります。) 一方の通貨に最大片道 0.02 を乗じた金額が為替手数料としてかかります。
- ※ 上記の為替手数料は上限額であり、お預け入れおよびお引き出しにおいて通貨を交換される際は、為替手数料を含んだ為替レートである当行所定のTTS レート(円貨→外貨 時に適用される当行所定の為替レート)、TTB レート(外貨→円貨 時に適用される当行所定の為替レート)、交換レート(外貨→外貨 時に適用される当行所定の為替レート)をご確認ください。

PT 5/5 登録 No.7753 23.12

仕組預金 二重通貨定期預金 特約設定レート後決めタイプ <愛称:パワード定期>(外貨投資型-円タイプ) 商品説明書(契約締結前交付書面)

下記事項をよくお読みいただき、十分ご理解のうえ、お申し込みください。

- ① この預金は、特約判定日(満期日の2営業日前)の為替レートおよび「特約設定レート」によって、満期時の受取利息と元金(元利金)が円か外貨のどちらかに決定される仕組預金です。
- ②「特約設定レート」は、預入日の東京時間午後3時の為替レートをもとに当行が定める「基準レート」に当行所定の一定の幅からお客さまが選択した幅を加味して預入後に決定されます。
- ③ 特約判定日の為替レートが「特約設定レート」よりも円高であると当行が判断した場合、この預金の元利金は、外 貨のままで支払われます。これに対して、特約判定日の為替レートが「特約設定レート」と同値または円安である と当行が判断した場合、この預金の元利金は、「特約設定レート」で円貨に交換のうえで、支払われます。
- ④ この預金の元利金を円でお受け取りになった場合、満期時の為替レートが「特約設定レート」より円安になったことによる預入通貨ベースでの為替差損が生じ、当初の預入金額を下回り、元本割れが生じるリスクがあります。
- ⑤ この預金の元利金を外貨でお受け取りになった場合、満期時の為替レートが「特約設定レート」よりも円高になったことによる、預入通貨ベースでの為替差益を享受することはできません。
- ⑥ この預金は、中途解約できません。また、この預金の元利金は円貨に交換のうえ支払われる場合がありますので、必ず、余裕資金でお預け入れください。当行がやむを得ないものと認めて満期日前の解約に応じる場合には、 損害金が発生し、これをお客さまにご負担いただきます。この場合、元金から損害金を差し引いた金額が、当初 の預入金額を下回り、元本割れが生じるリスクがあります。
- ⑦ この預金は、為替特約を組込んだ複雑な商品であり、元本割れが生じるリスクがあります。そのため、投資経験や知識が十分ではない方に適した商品ではありません。また、長期の安定的な資産形成を目的とするお客さまにはお勧めいたしません。
- ⑧ 外貨で支払われた元利金を円貨または他の通貨に交換する場合や、円貨から外貨に交換したうえでこの預金へ預け入れを行う場合は、お客さまに為替手数料をご負担いただきます。また、元利金の一部又は全部をご送金される等の場合にも、所定の手数料がかかります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご覧ください。
- ⑨ 特約判定日(満期日の 2 営業日前)の為替レートが「特約設定レート」と同値または円安であると当行が判断し、この預金の元利金が「特約設定レート」で円貨に交換のうえ支払われた場合、満期時の為替レートが「特約設定レート」より預入通貨高になったことによる為替差損が生じ、預入通貨ベースで当初の預入金額を下回り、元本割れが生じるリスクがあります。

1. 商品名	仕組預金 二重通貨	定期預金 特約設定レート後	後決めタイプ〈愛称∶パワ−	-ド定期〉〔外貨投資型-円タイプ〕		
2. 商品概要	この預金は、外貨定期預金に元利金を支払う際の通貨を決定する特約ならびにその特約判定に用いられる特約					
	設定レートがあらかし	〕め設定された仕組預金で で	す。為替相場の動向によ ^っ	っては、この特約判定の結果、この預	金頁	
	の元利金は「特約設定	定レート」にて交換のうえ、P	円貨で支払われる可能性だ	があります。		
3. 販売対象	パワーフレックスロ暦	Eをお持ちの個人のお客さま	Ę			
4. 預入期間	1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月ま	たは1年の中からお選びい	ただきます。自動継続の	お取り扱いはございません。		
5. 預入方法	・お申込時に、米	ボル、ユーロ、豪ドル、ニュ	.ージーランド・ドルまたは	は南アフリカ・ランドの中からお選びし	た	
(1) 預入通貨	だきます。					
(2) 最低預入金額•預	取扱チャネル		パワーコール(テレフ	パワーダイレクト(インターネット		
入単位		店頭による預入の場合	ォンバンキング)によ	バンキング)による預入の場合		
	預入通貨		る預入の場合			
	米ドル 10,000基本通貨単位以上、 7,000基本通貨単位以上、					
	ユーロ	1補助通貨単位 1補助通貨単位				
	豪ドル	15,000基本通	貨単位以上、	10,000基本通貨単位以上、		
	- ュージーランド・ドル	1補助通	省	1補助通貨単位		

	南アフリカ・ランド	· ·	0基本通貨單 1補助通貨單		60,000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位	
(3)預入方法	・ _ 一括預入。ただ	し、お客さまのパワ			通預金からの振替入金に限ります。	
	取扱う	Fャネル		当日扱い	翌営業日扱い	
(4) 取扱時間	店頭による預入 パワーコール(ング)による預え	テレフォンバンキ		業日の東京時間)分までのお申込み	当行営業日の東京時間 午後1時30分以降のお申込み	
	パワーダイレク ング)による預入	ト(インターネットバンキ の場合		業日の東京時間 までのお申込み	当行営業日の東京時間 午後2時以降のお申込み	
6. 元利金の支払方法		1				_1
(1) 支払方法	· 満期日以降に-	-括して支払います	0			
		特約判定		満期時受取通貨	元利金の取扱方法	
	間午後3時にお	期日の2営業日前 ける預入通貨と円と り設定レート」より [との間の為	預入通貨(外貨)	お客さまのパワーフレックスロ 座の預入通貨普通預金へ入金	
	と当行が判断し	た場合				
(a) tht/315	間午後3時にお 替レートが「特終 <u>安</u> であると当行	期日の2営業日前 ける預入通貨と円と 対設定レート」と <u>同化</u> が判断した場合	との間の為	相対通貨(円貨)	「特約設定レート」にて円貨に交換のうえ、お客さまのパワーフレックスロ座の円普通預金へ入金※特約設定レートで円に交換される場合、円未満は切り捨てします	
(2) 相対通貨 (3) 特約設定レート	貨で受け取られ お客さまには、 「当行所定の一 「特約設定レー	しることとなった場合 預入日の東京時間4 定の幅」を、お申込り ト」の決定は、預入1	に適用され。 午後3時にお 時に当行所 後に行われる	る換算レートでもあり らける為替レートをも 定の選択肢の中から	とに当行が定める「基準レート」に加 お選びいただきます。 後に、為替レートが急激に変動した	える
7. 利息						
(1) 適用金利		を利を満期日まで適 こついては、店頭まれ		コール等にてお問い	合わせください。	
(2) 利息の計算方法	端数は四捨五	入します。 貨が円貨となった場			5、1年を365日とする日割計算としま うえで、税引後の利息金額を特約設	
(3) 満期日以降の利息				Eの満期時受取通貨 を適用することにより	普通預金へ入金されたこの預金の り計算されます。	元利
(4) 利息の支払方法	・ 「6. 元利金の支	払方法」をご覧くだる	さい。			
8. 付加できる特約事項	ございません。					
9. 預金保険	ただし、満期時		なり、元利金		、お客さまのパワーフレックス口座	の円
	て、元本1,000 預金保険制度(万円までと保険事故 こつきさらに詳しい記	発生日まで(説明をご希望	の利息が保護されま	呆険機構ホームページの「預金保険	
10.税金の概要		離課税(国税15.315 として確定申告によ 雑所得から控除する 扱いはできません。	5%、地方税: る総合課税 ることができ	5%)として課税される の対象となります。 ます。		
11.その他手数料	この預金の預け入れは、後記「外貨預金に				金手数料がかかることがあります。 言	詳しく
12.当行が契約している	お取引についてのト	ラブルなどは、金融	ADR制度に	より指定された紛争	▶解決機関における苦情処理・紛争	解決
指定紛争解決機関	の枠組みのご利用が	ヾ可能です。金融A□ ≤する紛争の当事者	DR制度とは	、裁判外紛争解決制	l度のことで、訴訟手続によらず、民 て、その解決を図る手続きをいいま ⁻	事上
L						

PT 2/4 登録 No.7754 23.12

1	·
	連絡先全国銀行協会相談室
	電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
13.当行が対象事業者と	ございません。
なっている認定投資	
者保護団体	
14.その他参考となる事	・ 外貨預金のお預け入れやお引き出しにつき、店頭やATMにおいて、外貨現金の取り扱いはできません。こ
項	のほか、外貨預金の預け入れ方法・引き出し方法には制限がございます。
	・ 相続や差押えなどにより、この預金が第三者に承継された場合でも、満期日前にこの預金が解約される場
	合には、中途解約時の取扱いに準じて処理されます。この場合、この預金を承継された方に、損害金とし
	て、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用をご
	負担いただくことになりますので、当行所定の計算により算出された当該損害金を元本金額から差し引いた
	残額が払い戻されることになります。
15.取扱銀行	株式会社SBI新生銀行
	東京都中央区日本橋室町2-4-3
16.お問い合わせ先	この書面をよくお読みいただき、ご不明な点等がございましたら、店頭またはパワーコール
	(20120-456-860)までお問い合わせください。

想定損失額等について

以下では、観測期間を2000年4月1日から2023年9月30日までの間とし、当行が合理的に取得できるデータを用いた一定の前提条件を基に算出された中途解約時および満期時における想定損失額等について、ご案内いたします。この書面でご案内する想定損失額等が、「お客さまが許容できる損失額」の範囲内であるかを十分ご確認の上、この預金に預け入れを行うか否かをご検討ください(以下では、預入通貨ベースでの想定損失額等を記載しております。)。なお、想定損害金額の算定にあたり、金利の変動性については、当該算定に与える影響が小さいため、考慮しておりません。また、実際の取引においては、想定される状況と異なる状況が発生し、以下でご案内する想定損失額とは異なる場合やそれ以上の水準となる可能性があります。

満期時

満期時受取通貨が相対通貨(円)となった場合には、「特約設定レート」で当初預け入れ元本が相対通貨(円)に交換されることになります。したがって、「特約設定レート」により交換された円貨を預入通貨(外貨)に換算した値と当初預け入れ元本との差が満期時にお客さまに生じると想定される損失(以下「想定損失」といいます。)となります。

円の各預入通貨に対する観測期間中の最大下落率は、次の通りです。満期時の為替レートが、預入時の為替レートから当該下落率と同一の 水準で下落したものと仮定した場合の想定損失率は、当該各預入通貨の下落率と同一の割合となります。

預入通貨	米ドル	ㅁ	豪ドル	NZドル	南アランド
下落率 (=想定損失率)	50%程度	48%程度	49%程度	57%程度	72%程度
想定損失額	元本が1万米ドルの場 合、5,000米ドル程度	元本が 1 万ユーロの場 合、4,800 ユーロ程度	元本が2万豪ドルの場 合、9,800豪ドル程度	元本が 2 万 NZ ドルの場 合、11,400NZ ドル程度	元本が 10 万南アランドの場合、72,000南アランド程度

※上記の特約設定レートの水準は「預入時の為替レートと同値」のケースです。これら以外の水準を「特約設定レート」として設定された場合の 想定損失額は、上記とは異なります。この場合、お客さまがご選択・設定された「特約設定レート」が円安水準であればあるほど、想定損失率、 想定損失額ともに、低くなります。

※上記はあくまでも過去のデータを参考に算出したものであり、この過去のデータを超える為替レートの変動があった場合の損失は、上記でご案内する想定損失以上となります。

中途解約時

この預金を中途解約することは原則としてできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、次の通り、 損害金をご負担いただきます。なお、損害金は中途解約時の市場実勢に応じて変動するため、金融情勢によっては、以下でご案内する想定 損害金額以上の水準となる可能性もあります。この点、十分ご注意ください。

〇 損害金の概要

損害金は、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)するか、または調達したと仮定した場合に必要となる金額(再構築額)および、再構築取引に伴う費用から算出されます。

再構築額は、中途解約時における市場実勢により計算されますので、この預金のお申し込み時点において、確定的な金額を提示することはできません。

再構築額は、複数の要素(「預入通貨と円の為替レート」、「為替の変動性」、「中途解約日から満期日までの期間(残存期間)に対応する 預入通貨および円貨の市場金利」、「この預金の適用条件」、「当行の資金調達環境」)を用いて計算され、主に次の点から中途解約対象 預金の価値を評価して計算します。

- ① 中途解約時の通貨オプションの価値
- ② この預金の適用金利と中途解約時の残存期間に対応する(預入通貨の)市場金利との差前項①の「中途解約時の通貨オプションの価値」は、為替レートが預入通貨高になればなるほど、また、為替の変動性が高くなればなるほど高くなりますので、お客さまにご負担いただく再構築額は高くなります。

PT 3/4 登録 No.7754 23.12

また、前項②の「市場金利との差の評価」は、残存期間に対応する市場金利が、適用金利より低い場合は損害金を減少させることになりますが、適用金利よりも高い場合は再構築額を上昇させる要因となります。なお、中途解約時において利息は付利されません。

〇 想定損害金の水準

以下では、預入期間を 1 年とし、「特約設定レート」を「基準レート」として設定されたこの預金が預入直後に中途解約された場合の想定 損害金の水準について、ご案内いたします。なお、上記とは異なる預入期間又は特約設定レートをご選択された場合でも、その想定損 害金は、下記でご案内する各想定損害金の範囲内の金額になると見込まれます。

●市場の変動が無かった場合の想定損害金

基準日現在における市場実勢を前提とすると、この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、元本の1%~2%程度(例えば、元本が米ドルで 1 万米ドルの場合、100~200 米ドル程度)の損害金をお客さまにご負担いただくことになると見込まれます。

●次の《前提条件》のような大幅な市場変動があった場合の想定損害金

この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合、預け入れ直後に次の《前提条件》に記載のような大幅な市場変動があったことを前提に想定される損害金は、預入通貨に応じて、次の通りとなります。

預入通貨	米ドル	ユーロ	豪ドル	NZドル	南アランド
想定損害金率	61%程度	58%程度	59%程度	68%程度	79%程度
想定損害金額	元本が 1 万米ドルの場合、6,100 米ドル程度	元本が 1 万ユーロの場 合、5,800 ユーロ程度	元本が2万豪ドルの場合、11,800豪ドル程度	元本が2万NZドルの 場合、13,600NZドル程 度	元本が 10 万南アランド の場合、79,000 南アラン ド程度

《前提条件》

「為替の変動性」

預入時の市場水準を観測期間(上記の通り、2000 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日までの期間)中の最小値とし、中途解約時に観測期間中の最大値まで上昇したものと仮定。

「預入通貨と相対通貨の市場金利の差(『預入通貨金利』ー『相対通貨金利』)」

預入時の市場水準を観測期間中の最大値とし、中途解約時に観測期間中の最小値まで下落したものと仮定。

「為替レート」

預入時の為替レートから、中途解約時に観測期間中の最大変動幅分(米ドルの場合:50%程度、ユーロの場合:48%程度、豪ドルの場合:49%程度、NZドルの場合:57%程度、南アランドの場合:72%程度)相対通貨安水準となったものと仮定。

外貨預金に関わる手数料等について

(1)お預け入れとお引き出しに関わる手数料等

(17001月177(10000110日日)1月1701	2011.3				
お預け入れ方法	手数料等				
円普通預金からのお振替	円貨または他の外貨を預入通貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定のTTS				
他の通貨の外貨預金からのお振替	レート(円貨→外貨 時に適用される当行所定の為替レート)または交換レート(外貨→外				
	貨 時に適用される当行所定の為替レート)が適用されます。為替手数料の金額につい				
	ては、下記をご参照ください。				
到着した外貨送金でのお預け入れ	外貨送金のお受け取りに当行所定の事務手数料がかかります。詳しくは窓口またはパワ				
	ーコールなどでご確認ください。				
お引き出し方法	手数料等				
円現金でのお引き出し	・ この預金の元利金を外貨普通預金に入金したうえでのお取扱いとなります。				
円普通預金へのお振替	・ 外貨を円貨または他の外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定のTTB				
他の通貨の外貨預金へのお振替	レート(外貨→円貨 時に適用される当行所定の為替レート)または交換レート(外貨				
	→外貨 時に適用される当行所定の為替レート)が適用されます。為替手数料の金				
	額については、下記をご参照ください。				
外貨でのご送金に使用	・ 店頭での外貨送金のお取り扱いはしておりません。				
	・ 外貨送金する場合は事前にGoレミット海外送金サービスにお申し込みいただく必要				
	があります。また別途送金手数料がかかります。				

(2) 為替手数料(1 基本通貨あたり・片道)

●「円貨から外貨」および「外貨から円貨」への交換の場合

1 米ドルあたり最大 5 円、1 ユーロあたり最大 5 円、1 豪ドルあたり最大 5 円、1 ニュージーランド・ドルあたり最大 5 円、1 カナダドルあたり最大 5 円、1 英ポンドあたり最大 5 円 50 銭、その他通貨の場合、1 通貨単位あたり最大 5 円 50 銭(片道)です。

- ●外貨間取引対象通貨から他の外貨間取引対象通貨に交換する場合(当行所定の外貨間取引対象通貨間の交換に限ります。)
 - 一方の通貨に最大片道 0.02 を乗じた金額が為替手数料としてかかります。
- ※ 上記の為替手数料は上限額であり、お預け入れおよびお引き出しにおいて通貨を交換される際は、為替手数料を含んだ為替レートである当行所定のTTSレート(円貨→外貨 時に適用される当行所定の為替レート)、TTBレート(外貨→円貨 時に適用される当行所定の為替レート)、交換レート(外貨→外貨 時に適用される当行所定の為替レート)をご確認ください。

仕組預金 二重通貨定期預金 特約設定レート後決めタイプ <愛称:パワード定期>(外貨投資型-外貨タイプ) 商品説明書(契約締結前交付書面)

下記事項をよくお読みいただき、十分ご理解のうえ、お申し込みください。

- ① この預金は、特約判定日(満期日の2営業日前)の為替レートおよび「特約設定レート」によって、満期時の受取利息と元金(元利金)が預入通貨か相対通貨のどちらかに決定される仕組預金です。
- ② 「特約設定レート」は、預入日の東京時間午後3時の為替レートをもとに当行が定める「基準レート」と同レートとなります。
- ③ 特約判定日の為替レートが「特約設定レート」よりも預入通貨高であると当行が判断した場合、この預金の元利金は、「特約設定レート」で相対通貨に交換のうえで、支払われます。これに対して、特約判定日の為替レートが「特約設定レート」と同値または預入通貨安であると当行が判断した場合、この預金の元利金は、預入通貨のままで支払われます。
- ④ この預金の元利金を相対通貨でお受け取りになった場合、満期時の為替レートが「特約設定レート」より預入通貨 高になったことによる為替差損が生じ、預入通貨ベースで当初の預入金額を下回り、元本割れが生じるリスクが あります。
- ⑤ この預金の元利金を預入通貨でお受け取りになった場合、満期時の為替レートが「特約設定レート」よりも預入通 貨安になったことによる、預入通貨ベースでの為替差益を享受することはできません。
- ⑥ この預金は、中途解約できません。また、この預金の元利金は相対通貨に交換のうえ支払われる場合がありますので、必ず、余裕資金でお預け入れください。当行がやむを得ないものと認めて満期日前の解約に応じる場合には、損害金が発生し、これをお客さまにご負担いただきます。この場合、元金から損害金を差し引いた金額が、当初の預入金額を下回り、元本割れが生じるリスクがあります。
- ⑦ この預金は、為替特約を組込んだ複雑な商品であり、元本割れが生じるリスクがあります。そのため、投資経験 や知識が十分ではない方に適した商品ではありません。また、長期の安定的な資産形成を目的とするお客さま にはお勧めいたしません。
- ⑧ 外貨で支払われた元利金を円貨または他の通貨に交換する場合や、円貨から外貨に交換したうえでこの預金へ預け入れを行う場合は、お客さまに為替手数料をご負担いただきます。また、元利金の一部又は全部をご送金される等の場合にも、所定の手数料がかかります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご覧ください。
- ⑨ 特約判定日(満期日の2営業日前)の為替レートが「特約設定レート」よりも預入通貨高であると当行が判断し、この預金の元利金が「特約設定レート」で相対通貨に交換のうえ支払われた場合、満期時の為替レートが「特約設定レート」より預入通貨高になったことによる為替差損が生じ、預入通貨ベースで当初の預入金額を下回り、元本割れが生じるリスクがあります。

1. 商品名	仕組預金 二重通貨定期預金 特約設定レート後決めタイプ〈愛称:パワード定期〉 〔外貨投資型-外貨タイプ〕
2. 商品概要	この預金は、外貨定期預金に元利金を支払う際の通貨を決定する特約ならびにその特約判定に用いられる特約
	設定レートがあらかじめ設定された仕組預金です。為替相場の動向によっては、この特約判定の結果、この預金
	の元利金は「特約設定レート」にて交換のうえ、相対通貨で支払われる可能性があります。
3. 販売対象	パワーフレックスロ座をお持ちの個人のお客さま
4. 預入期間	1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月または1年の中からお選びいただきます。自動継続のお取り扱いはございません。

PT 1/5 登録 No.7755 23.12

5. 預入方法	・ お申込時に、米ドル、ユーロ、豪ドル、ニュージーランド・ドル(NZドル)、または南アフリカ・ランド(南アラン					
(1) 預入通貨		ド)の中からお選びいただきます。				
(2) 最低預入金額•預	取扱チャネル			フーコール(テレフ	パワーダイレクト(イン	
入単位		店頭による預入の場合 オ		バンキング)によ	バンキング)による預	入の場合
	預入通貨	る預入の場合				
	米ドル	•	本通貨単位	· ·	7,000基本通貨単位	
	ユーロ		助通貨単位		1補助通貨単位	
	豪ドル	•	本通貨単位	*	10,000基本通貨単位	
	ニュージーランド・ドル		制通貨単位		1補助通貨単位	
	南アフリカ・ランド	•	基本通貨単位	· ·	60,000基本通貨単位	
(3)預入方法	+T753 + +°		期通貨単位		1補助通貨単位	
(4) 取扱時間					預金からの振替入金に	
		チャネル		当日扱い	翌営業日扱い	<u>, </u>
	店頭による預入		当行営業	日の東京時間午後	当行営業日の東京時	間午後
		テレフォンバンキン	1時30分	までのお申込み	1時30分以降のお申	申込み
	グ)による預入の	ノ 场	小公宗来	 日の東京時間午後	<u>│</u> 当行営業日の東京時	
	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /			でのお申込み	2時以降のお申込	
6. 元利金の支払方法		<u> </u>	と呼び	このの中心の	4吋火件Vの中と	20 F
(1) 支払方法	/両が口 ひがせし	特約判定		満期時受取通貨	元利金の取扱方	法
	特約判定日(港)	<u>・・1寸ポソナリた</u> 月日の2営業日前)の夏	東京時間午	かりカンドイズルスプログ	「特約設定レート」にて	v. v
		領入通貨と相対通貨			貨に交換のうえ、お客さ	
		対象でレート」より 預し			ワーフレックス口座の	
	あると当行が判		1,22,5(1-)	相対通貨	貨普通預金へ入金 ※	
					定レートで外貨(相対)	
					交換される場合、補助	
					位未満は四捨五入しま	す
	特約判定日(満期	月日の2営業日前)の夏	東京時間午			
	後3時における	領入通貨と相対通貨。	との間の為	預入通貨	お客さまのパワーフレ	ックスロ
	替レートが「特約	う設定レート」と <u>同値</u> で	または <u>預入</u>	頂八 週貝	座の預入通貨普通預金	たへ入金
	<u>通貨安</u> であると	当行が判断した場合				
(2)相対通貨		通貨の組み合わせは	以下の通り			
	預入通			相対通貨		
	米ドル	ューロ	、豪ドル、ニュ	<u>・ージーランド・ドルまた(</u>	は南アフリカ・ランド	
	ユーロ、南アフリ					
	豪ドル		、ニュージーラン	ト゛・ト゛ル		
	ニューシ゛ーラント゛・ト゛ル	米ドル	、豪ドル			
(3) 特約設定レート					さまが満期時にこの預金	₢の元利金を相
		られることとなった場		れる換算レートでも	あります。	
		は基準レートと同レー				
					に、預入通貨と相対通貨	
		変動した場合には、お	ら答さまにと	って不利な「特約設	定レート」が設定されるで	引能性がありま
- 41台	す。					
7. 利息 (1) 適用金利	・ 箱 λ 時の約束を	☆利を満期日まで適用	ます			
(1) 週州並利		これを何知って い過圧 こついては、店頭また		ール等にてお問いる	らわせください。	
(2) 利息の計算方法						計算と ます。
(乙) 们心(八日) 开7.17五	・ 預入日から満期日の前日までの日数につき、付利単位を1補助通貨、1年を365日とする日割計算とします。 端数は四捨五入します。					
	満期時受取通貨が相対通貨となった場合でも、利息は預入通貨で算出したうえで、税引後の利息金額を特					
	約設定レートにて相対通貨に交換します。					
(3) 満期日以降の利息	満期日以降にお客さまのパワーフレックス口座の満期時受取通貨普通預金へ入金されたこの預金の元利					
. ,	金にかかる利息は、当該通貨の普通預金金利を適用することにより計算されます。					
(4) 利息の支払方法	・ 「6. 元利金の支払方法」をご覧ください。					
8. 付加できる特約事項	ございません。					
9. 預金保険	この預金は、預金保障	倹の対象ではありませ	とん。			
10.税金の概要	利息 : 源泉分	離課税(国税15.315%	6、地方税59	%)として課税されま	す。	
	為替差益 : 雑所得として確定申告による総合課税の対象となります。					
	為替差損 : 黒字の	雑所得から控除するこ	ことができま	す。		
	マル優 : お取り	扱いはできません。				
PT 2/5					登録 No	

PT 2/5 登録 No.7755 23.12

	詳しくは、お客さまご自身で公認会計士や税理士にご相談ください。
11.その他手数料	この預金の元利金の預け入れ方法および元利金の引き出し方法によっては、別途手数料がかかることがありま
	す。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。
12.当行が契約している	お取引についてのトラブルなどは、金融ADR制度により指定された紛争解決機関における苦情処理・紛争解決
指定紛争解決機関	の枠組みのご利用が可能です。金融ADR制度とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上
	の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。
	一般社団法人全国銀行協会
	連絡先全国銀行協会相談室
	電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
13.当行が対象事業者と	ございません。
なっている認定投資	
者保護団体	
14.その他参考となる事	・ 外貨預金のお預け入れやお引き出しにつき、店頭やATMにおいて、外貨現金の取扱いはできません。この
項	ほか、外貨預金の預け入れ方法・引き出し方法には制限がございます。
	・・・相続や差押えなどにより、この預金が第三者に承継された場合でも、満期日前にこの預金が解約される場
	合には、中途解約時の取扱いに準じて処理されます。この場合、この預金を承継された方に、損害金とし
	て、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用をご
	負担いただくことになりますので、当行所定の計算により算出された当該損害金を元本金額から差し引いた
	残額が払い戻されることになります。
15.取扱銀行	株式会社SBI新生銀行
	東京都中央区日本橋室町2-4-3
16.お問い合わせ先	この書面をよくお読みいただき、ご不明な点等がございましたら、店頭またはパワーコール
	(20120-456-860)までお問い合わせください。

想定損失額等について

以下では、観測期間を2000年4月1日から2023年9月30日までの間とし、当行が合理的に取得できるデータを用いた一定の前提条件を基に算出された中途解約時および満期時における想定損失額等について、ご案内いたします。この書面でご案内する想定損失額等が、「お客さまが許容できる損失額」の範囲内であるかを十分ご確認の上、この預金に預け入れを行うか否かをご検討ください(以下では、預入通貨ベースでの想定損失額等を記載しております。)。なお、想定損害金額の算定にあたり、金利の変動性については、当該算定に与える影響が小さいため、考慮しておりません。

また、実際の取引においては、想定される状況と異なる状況が発生し、以下でご案内する想定損失額とは異なる可能性やそれ以上の水準となる可能性があります。

満期時

満期時受取通貨が相対通貨となった場合には、「特約設定レート」で当初預け入れ元本が相対通貨に交換されることになります。したがって、「特約設定レート」により交換された相対通貨元本を預入通貨に換算した値と当初預け入れ元本との差が、満期時にお客さまに生じると想定される損失(以下「想定損失」といいます。)となります。

預入通貨と相対通貨の組み合わせによる最大下落率および、満期時の為替レートが、預入時の為替レートから当該下落率と同一の水準で下落したものと仮定した場合の想定損失額は次の通りです。

(預入通貨が米ドルの場合)

相対通貨	ユーロ	豪ドル	NZドル	南アランド
下落率(=想定損失率)	49%程度	57%程度	56%程度	72%程度
想定損失額	元本が 1 万米ドルの場合、 4,900 米ドル程度	元本が 1 万米ドルの場合、 5,700 米ドル程度	元本が 1 万米ドルの場合、 5,600 米ドル程度	元本が 1 万米ドルの場合、 7,200 米ドル程度

(相対通貨が米ドルの場合)

預入通貨	ユーロ	豪ドル	NZドル	南アランド
下落率(=想定損失率)	49%程度	57%程度	56%程度	72%程度
想定損失額	元本が1万ユーロの場合、	元本が2万豪ドルの場合、	元本が2万NZドルの場合、	元本が 10 万南アランドの場合、
心足很大假	4,900 ユーロ程度	11,400 豪ドル程度	11,200NZ ドル程度	72,000 南アラント 程度

(預入通貨が豪ドル、相対通貨が NZドルの場合)

下落率(=想定損失率)	27%程度		
想定損失額	元本が2万豪ドルの場合、		
	5,400 豪ドル程度		

(預入通貨が NZ ドル、相対通貨が豪ドルの場合)

下落率(=想定損失率)	27%程度
想定損失額	元本が2万NZドルの場合、
忍足很大領	5,400NZ ドル程度

[※] 上記はあくまでも過去のデータを参考に算出したものであり、この過去のデータを超える為替レートの変動があった場合の損失は、上記でご案内する想定損失以上となります。

PT 3/5 登録 No.7755 23.12

中途解約時

この預金を中途解約することは原則としてできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、次の通り、 損害金をご負担いただきます。なお、損害金は中途解約時の市場実勢に応じて変動するため、金融情勢によっては、以下でご案内する想定 損害金額以上の水準となる可能性もあります。この点、十分ご注意ください。

〇 損害金の概要

損害金は、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)するか、または調達したと仮定した場合に必要となる金額(再構築額)および、再構築取引に伴う費用から算出されます。

再構築額は、中途解約時における市場実勢により計算されますので、この預金のお申し込み時点において、確定的な金額を提示することはできません。

再構築額は、複数の要素(「預入通貨と相対通貨の為替レート」、「為替の変動性」、「中途解約日から満期日までの期間(残存期間)に対応する預入通貨および相対通貨の市場金利」、「この預金の適用条件」、「当行の資金調達環境」)を用いて計算され、主に次の点から中途解約対象預金の価値を評価して計算します。

- (1) 中途解約時の通貨オプションの価値
- ② この預金の適用金利と中途解約時の残存期間に対応する(預入通貨の)市場金利との差

前項①の「中途解約時の通貨オプションの価値」は、為替レートが預入通貨高になればなるほど、また、為替の変動性が高くなればなるほど高くなりますので、お客さまにご負担いただく再構築額は高くなります。

また、前項②の「市場金利との差の評価」は、残存期間に対応する市場金利が、適用金利より低い場合は損害金を減少させることになりますが、適用金利よりも高い場合は再構築額を上昇させる要因となります。なお、中途解約時において利息は付利されません。

〇 想定損害金の水準

以下では、預入期間を1年として設定されたこの預金が預入直後に中途解約された場合の想定損害金の水準について、ご案内いたします。なお、上記とは異なる預入期間をご選択された場合でも、その想定損害金は、下記でご案内する各想定損害金の範囲内の金額になると見込まれます。

●市場の変動が無かった場合の想定損害金

基準日現在における市場実勢を前提とすると、この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、元本の1%~2%程度(例えば、元本が米ドルで1万米ドルの場合、100~200米ドル程度)の損害金をお客さまにご負担いただくことになると見込まれます。

●次の《前提条件》のような大幅な市場の変動があった場合の想定損害金

この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合、預け入れ直後に次の《前提条件》に記載のような大幅な市場変動があったことを前提に想定される損害金は、預入通貨および相対通貨の組み合わせに応じて、次の通りとなります。

(預入通貨が米ドルの場合)

相対通貨	ューロ	豪ドル	NZドル	南アランド
想定損害金率	60%程度	67%程度	66%程度	82%程度
想定損害金額	元本が 1 万米ドルの場合、 6,000 米ドル程度	元本が 1 万米ドルの場合、 6,700 米ドル程度	元本が 1 万米ドルの場合、 6,600 米ドル程度	元本が 1 万米ドルの場合、 8,200 米ドル程度

(相対通貨が米ドルの場合)

預入通貨	ユーロ	豪ドル	NZドル	南アランド
想定損害金率	60%程度	68%程度	67%程度	81%程度
想定損害金額	元本が1万ユーロの場合、	元本が2万豪ドルの場合、	元本が2万NZドルの場合、	元本が 10 万南アランドの場合、
心足頂舌並領	6,000 ユーロ程度	13,600 豪ドル程度	13,400NZ ドル程度	81,000 南アラント・程度

(預入通貨が豪ドル、相対通貨が NZドルの場合)

想定損害金率	39%程度
想定損害金額	元本が 2 万豪ドルの場合、 7,800 豪ドル程度

(預入通貨が NZドル、相対通貨が豪ドルの場合)

想定損害金率	39%程度
想定損害金額	元本が2万NZドルの場合、
	7,800NZ ドル程度

《前提条件》

「為替の変動性」

預入時の市場水準を観測期間(上記の通り、2000 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日までの期間)中の最小値とし、中途解約時に観測期間中の最大値まで上昇したものと仮定。

「預入通貨と相対通貨の市場金利の差」

- ・【預入通貨が米ドル】または、【預入通貨が豪ドルかつ相対通貨が NZ ドル】の場合
 - 預入時の市場水準を観測期間中の『相対通貨金利-預入通貨金利』の最小値とし、中途解約時に観測期間中の『相対通貨金利-預入通貨金利』の最大値まで拡大したものと仮定。
- ・【相対通貨が米ドル】または、【預入通貨が NZ ドルかつ相対通貨が豪ドル】の場合 預入時の市場水準を観測期間中の『預入通貨金利-相対通貨金利』の最大値とし、中途解約時に観測期間中の『預入通貨金利-相 対通貨金利』の最小値まで縮小したものと仮定。

「為替レート」

預入時の為替レート市場水準から、中途解約時に観測期間中の最大変動幅分相対通貨安水準となったものと仮定。

PT 4/5 登録 No.7755 23.12

外貨預金に関わる手数料等について

(1)お預け入れとお引き出しに関わる手数料等

お預け入れ方法	手数料等
円普通預金からのお振替	円貨または他の外貨を預入通貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の TTS
他の通貨の外貨預金からのお振替	レート(円貨→外貨 時に適用される当行所定の為替レート)または交換レート(外貨→外
	貨 時に適用される当行所定の為替レート)が適用されます。為替手数料の金額につい
	ては、下記をご参照ください。
到着した外貨送金でのお預け入れ	外貨送金のお受け取りに当行所定の事務手数料がかかります。詳しくは窓口またはパワ
	ーコールなどでご確認ください。
お引き出し方法	手数料等
円現金でのお引き出し	・ この預金の元利金を外貨普通預金に入金したうえでのお取扱いとなります。
円普通預金へのお振替	・ 外貨を円貨または他の外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定のTTB
他の通貨の外貨預金へのお振替	レート(外貨→円貨 時に適用される当行所定の為替レート)または交換レート(外貨
	→外貨 時に適用される当行所定の為替レート)が適用されます。為替手数料の金
	額については、下記をご参照ください。
外貨でのご送金に使用	・ 店頭での外貨送金のお取り扱いはしておりません。
	・ 外貨送金する場合は事前にGoレミット海外送金サービスにお申し込みいただく必要
	があります。また別途送金手数料がかかります。

(2)為替手数料(1 基本通貨あたり・片道)

- ●「円貨から外貨」および「外貨から円貨」への交換の場合
 - 1 米ドルあたり最大 5 円、1 ユーロあたり最大 5 円、1 豪ドルあたり最大 5 円、1 ニュージーランド・ドルあたり最大 5 円、1 カナダドルあたり最大 5 円、1 英ポンドあたり最大 5 円 50 銭、その他通貨の場合、1 通貨単位あたり最大 5 円 50 銭(片道)です。
- ●外貨間取引対象通貨から他の外貨間取引対象通貨に交換する場合 (当行所定の外貨間取引対象通貨間の交換に限ります。) 一方の通貨に最大片道 0.02 を乗じた金額が為替手数料としてかかります。

※上記の為替手数料は上限額であり、お預け入れおよびお引き出しにおいて通貨を交換される際は、為替手数料を含んだ為替レートである当行所定の TTS レート(円貨→外貨 時に適用される当行所定の為替レート)、TTB レート(外貨→円貨 時に適用される当行所定の為替レート)、交換レート(外貨→外貨 時に適用される当行所定の為替レート)をご確認ください。

PT 5/5 登錄 No.7755 23.12